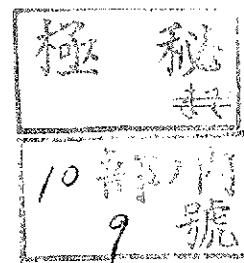


## 秘密指定解除

外交記録・情報公開室



日韓会談の請求権問題処理  
にあたつての問題点

37.1.10

大蔵省理財局  
外務省アジア局

1. 日韓会談の請求権処理にあたつて、韓国側が支払いを請求し、日本側がその支払いに応じ得るものは、十分に「法的根拠」のある請求に限られるということは、昨年11月の池田総理・朴議長会談においても確認せられ、その後の請求権委員会もこの趣旨に従い討議を継続している。
2. そこで、十分に「法的根拠」のある請求として日本側が認め得るものはどの位の金額に達するかを計算する必要があるわけであるが、その計算にあたつては主として次のような重要な困難がある。
  - (1) 事実関係の確認が極めて困難であること。  
この点は今後に予定されている韓国側との資料のつき合せや日本側の古い資料の再調

査等によりかなり明らかになる点も期待されるが、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事情もあり、例えば軍人軍属、徴用労務者の総数、死亡者数、負傷者数およびその程度、終戦時の状況等は大巾な推定を余儀なくせられ、推定の仕方如何により金額の増減が著しい。

(2) 「法的根拠」をいかなる点に求めていくかということ。

池田総理が朴謙長に對し個人の請求権について日本と並んで取扱うという原則をもつて支払う用意がある」と述べられているが、一例をあげれば、わが国の恩給法によれば受給権者は日本国民に限られているので、韓国人に対する恩給支払いはこれら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもつて打切ることにすべきか、もしくは、国籍の如何にかかわらず、政策的配慮のもとに、終身（ないしは少くとも相当長期間）

支払うのがよいか（国際先例にもそのよう  
に取扱つたものが多い）、この辺は慎重な  
考慮を要する問題であり、法制上の検討も  
あげて今後に委ねられている実情である。

(3) 南北鮮の区別は、従来韓国側はこれを全  
く無視しており、かつ、区分する場合も、  
如何なる方法によつても、概括的をらざるをえないこと。

仮りにある請求項目につき全朝鮮分  
の正確な数字が算出されたとしても、  
そのうち韓国に支払うべき分を正確に算出  
することは至難である。従つて、例えば郵  
便貯金については南北の人口比例を基準と  
して20%を掛ける等、概括的な算出方式  
をとらざるをえない。

(4) 平和条約第4条に関するいわゆる「米國  
解釈」を如何に適用するかということ。

日本側は、従来より一貫して、この「米  
国解釈」により、在韓日本財産に対する請  
求権主張の撤回という事実が韓国側の対日

請求権処理にあたつて考慮に入れられるべきであるとの主張を維持しているので、各項目ごとに金額を算出するにあたつては常にこの点を念頭におかなくてはならないのであるが、韓国側は従来からこれについて日本側とは解釈を異にしており、双方の納得し得る結果を生むことは極めて困難である。

3. 十分に「法的根拠」のある請求として日本側が認めうるものとの計算にあたり、「法的根拠」という意味を厳格かつ純粹に解するならば（すなわち、推定の数字や概括的積算を一切避け、また実定法のみを基準とするならば）、その数字は、現段階においては勿論、事実確認の作業を今後相當行なつたとしても、上記2のような諸事情にかんがみ、極めて少額に留まらざるをえないものと認められる。
4. 以上にかんがみ、今後日韓間の請求権処理を進めるにあたつて、十分に「法的根拠」のある請求と称しつつ、推定の数字や政治的配慮を大幅に交えて算出した金額をもつて交渉を行なつた場合、将来国会等に対する説明が極めて困難でないかと認められる。よつて差当りは、「法的根拠」のある金額は韓国側の要求に比していかに少額のものとならざるを得ないかを韓国側に感得せしめるためにも、事務的論議を進める必要がある。しかし、最後には、日本

側としては、日韓間で最終的に合意すべき数字に対し「請求権」という名称は避け、別途の名称を考慮するという方向で本件の解決を図るのがむしろ賢明ではないかとも思料されるが、この点については今後更に慎重な検討を必要とする。

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

秘密指定  
件



昭和 37 年 1 月 10 日

韓(匪)側対日請求額および大蔵省、外務省試算額

大蔵省理財局  
外務省了了局

要綱		請求項目	韓国側請求額	試算額	試算の根拠	外務省案
I	地金銀	現物請求	百万円 時価 100万445	試算額	試算額	試算額
	地金	24.9トン	百万円 737			
	地銀	6.7トン	百万円			
	小計		101,582			
II	総督府關係					
/.	通信局關係					
(a)	郵便貯金等		1,128百万円			
(b)	国債、貯蓄債券、 等			要綱Vの1.にて請求		
(c)	朝鮮簡保年金			135百万円		
(d)	海外為替貯金				70百万円	
(e)	凍結受取金				46百万円	
2.	日本へ預金引出額					討議留保
3.	臺付資金のない國 庫金の支出					討議留保
4.	総督府東京事務所 小計					討議留保
						1,449百万円

請求項目		韓国側請求額	試算額	試算の根拠	試算額	外務省案	外務省案注
<b>III 韓国よりの送金返還</b>							
1. 鮮銀本店からの摘要網Vのノイにて請求 着送金							
2. 日本への送金							
	小計	—					
<b>IV 在日財産請求</b>							
1. 閉鎖機関、在外会社在日財産の範囲、清 算の在日財産							
2. 本来の韓国人株主 への分配							
	小計	不明					

要綱 V	請求項目	韓国側請求額	試算額	大蔵省試算の根拠	試算額	外務省試算額	外務省試算額
韓国人の対日本人及び 対日本政府請求	4. 有価証券	8,735百万円					
	(内 訳)		7,371百万円				
	日本国债						
	朝鮮食糧証券及び 食糧証券			1,52百万円			
	日本貯蓄券			1,9百万円			
	日本政府保証社債			8,33百万円			
	日本地方債			1百万円			
	日本社債			2,62百万円			
	貯蓄及び報酬債券			4百万円			
	その他証券			9,2百万円			
	2. 日本系通貨		1,526百万円				
	(内 訳)						
	焼却日銀券			1,492百万円			
	その他現物等			34百万円			

要綱 請求項目	韓國側請求額	試算額	試算の根拠	試算額	外務省 案注
3. 韓国人被徵用者未 收金	237百萬円				

要綱 V 4. (統)	請求項目 韓國側請求額 (内訳)	大蔵省		外務省		案注
		試算額	試算根換	試算額	試算額	
V 4. 被徵用者補償金 (統)	364百万ドル					
	生存者 1人 200ドル	186百万ドル				
	死亡者 1人 650ドル	128百万ドル				
	負傷者 1人 2000ドル	50百万ドル				
5. 恩給請求等 (V)	恩給 55,388人 306百万円					

要綱 請求項目	韓國側請求額	大蔵省案			外務省案		注
		試算額	試算の概況	試算額	試算額	試算額	
V 5(1) (続)	〔内訳〕 年金 35,20人 一時金 20,268人	290百万円 ノ6百万円					

要綱		請求項目	韓國側請求額	試算額	大蔵省試算額	外務省試算額	案注
V	(2) 金 5 (続)	帰国韓国人寄託	114百万円				
		(内記) 通貨額	/ / 百万円				
		未決済銀券 併	49百万円				
		朝連寄託差押 分	55百万円				
		生保準備金請求	438百万円				
		小計	11356百万円 364百万ドル				

要綱	請求項目	韓国側請求額	試算額	大慶額	試算額	韓の根拠	外算額	試算額	外算額	省注
VI	韓国人の日本政府に対する権利日本人に対する権利の行使に関する原則。	たゞ日本人に対する権利日本人に対する権利の行使に関する原則。つて、要綱にないものは、会談で含まれたものと個別的に行なうべきものとを認定する場合、國交正常化までの間は時効は進行しないとする。								
VII	実果		未だ説明なし							
VIII	支払方法		未だ説明なし							
	合計		円債務 1,2805百万円 ( 853.6 百万ドル)							
			ドル債務 364 百万ドル							
			現物(地金銀) 28.2 百万ドル							
			合計 1,500 百万ドル							
			{ 但し、円債務のドル評価は 1,500円対 1 ドルとする }							

昭和37年1月9日

萬國便り支那通商水商會 おとが同査定(支)

外務省アビア局

固 形	請 求 理 由	韓 國 側 請 求 額	A 系 統 (36.11.9 大蔵省理財局)		B 系 統 (37.1.9 外務省アセラ局)
			現 物 請 求	金 額	
地 銀	249トナ 地 銀	67トナ	時価 1012億円 2.5億円	1019.5億円	
	小 計				
	總 督 府 開 條				
1. 韓信局開條					
(a) 郵便貯金等 (b) 國債、銀行券等 (c) 朝鮮簡保庫金 (d) 海外爲替貯金 (e) 凍結支取金			1,198百万円 要綱V.の127請求未 135百万円 90 百万円 46 百万円		
2. 日本人預金引出額 3. 墓付資金の払い戻し 4. 總督府東京事務所			請 求 保 留 請 求 保 留 請 求 保 留 請 求 保 留 請 求 保 留		
	小 計			1,449百万円	
	韓國よりの送金返還				
1. 韓銀本店からの振替送金 2. 日本への送金			要綱V.の114にて請求 請 求 保 留 請 求 保 留		
	小 計				
	在日貿易請求				
1. 關稅機関、在日公使館の在日財產 2. 本來の韓國人株主への分配			在日貿易の範囲、清算状況、 残余財產の處理方針と いた上、韓國側請求の 内容をきめたいとして 韓國人留保分に注い開心 を示した。		
	小 計			不 明	
T. 韓國人の対日本人及び日本政 府請求					

注: 要綱V.の114にて請求  
東京支店名義の登記用印  
の問題(昭和20年1月25日付で  
韓銀本店より東京支店へ登録換)

用 意	請 求 項 目	韓國側請求額	
		A 系 統 (36.11.9 大韓處理局)(36.11.9 外務省アド局)	B 系 (36.11.9 大韓處理局)(36.11.9 外務省アド局)
七) 有価証券	〔内訳〕日本国债	8,235百万円	7,371百万円
	韓金食糧證券	152 百万円	
	食糧證券	19 百万円	
	日本銀行債券	233 百万円	
	日本政府保証社債		
	日本地方債	1 百万円	
	日本社債	262 百万円	
	財團法人等債券	44 百万円	
	その他証券	92 百万円	
	2. 日本赤道債	1,526 百万円	
	〔内訳〕大韓赤道銀行債	1,492 百万円	
	その他現物等	33.8 百万円	
	3. 韓国人被徴用者未収金	237 百万ドル	
	4. 被徴用者補償金	364 百万ドル	
	〔内訳〕單獨 生存者/人 200ドル	186 百万ドル	
	死亡者/人 1,650ドル	128 百万ドル	
	負傷者/人 2,000ドル	50 百万ドル	
	生存者	282,000人	計 930,081人
	死亡者	12,603人	65,000人 97,603
	負傷者	9,000人	18,000人 25,000
	合計	667,684人	365,000人 1,032,684人
	(被徴用者は、鮮明徵用を含む。單人單属体験も騒狂も含む。) (金額は、死亡・負傷に対するは、單人單属に付する日本側理行法上の補償の平均額とする。)		

司 請 求 事 項 国		韓 國 倒 請 求 索	A (36.11.9 大義處理賤局) (39.1.2 賈有アヒア局)	B 拿
先)	5. 聞給請求書 (1) 恩給 〔内訣〕年金 55,388人 一時金 35,120人 〔外訣〕年金 20,269人	306 百万円  (2) 韓國人年金討金 〔内訣〕通貨類 未決済銀券 期連済銀券差押分	289 百万円 16 百万円	
		113 百万円  小計	11 百万円 49 55	
	6. 生保準備金請求状	437 百万円	11. 355 百万円 11. 364 百万ドル	
			要額工ないしてアリに含まれない 韓國人の対日本政府ないし日本 本人に対する権利行使の認定。	
	7. 果 実		未だ説明なし	
	支 持 方 法	本社説明会	円債務 12,804 百万円 内債務 364 百万円 ドル債務 現物 地金銀(時価) 283 百万円	
	総 計		円債務 8526 百万円 (但し、15月迄 1,104 百万円) ドル債務 364 地金銀 283	計 1,501 百万ドル
	トル換算			

真題回憶錄	日文側更解	天津側 A.英語, B.中文, C.粵語	譯者次第著述	見面(或以)函題	備考
<p>Exhibit I.</p> <p>1. 金川銀、銀、銅 (未記述)</p> <p>地量: 249,632,198 公頃 平均: 67,541,700 ≈ 700m</p>		A.英語, B.中文, C.粵語			

醫院 謹狀

日本通商省

(b) 口頭及心 質問

新嘉坡

英國人

備考

(c) 新嘉坡 診金及收銀票

391,352 千

5

1

(d) 新嘉坡 診金及收銀票  
 8年總計  
 1: 諸君  
 診金及收銀票  
 保養等。  
 金額不明

(e) 新嘉坡 診金及收銀票  
 1: 8年  
 2: 諸君  
 診金及收銀票  
 8年後  
 1: 諸君  
 診金及收銀票  
 保養等。  
 金額不明

韓口側請求事項	日本側見解	法律上問題意義	法規板参照	見直し小説問題	備考
I-(2) 1945年5月9日以後　日本人が韓口支銀行から引出の金額 22億(大田銀行官僚事件時)	(3) 韓鮮から収入した元口銀金中 (　) 要介竹達金の原形上に於ける歸口 支取金(元)等				
I-(3) 1945年5月9日以後　日本人が韓口支銀行から引出の金額 22億(大田銀行官僚事件時)	May 1945 ① 韓鮮銀行官僚事件時 支取金等の口銀金 1942, 8月9, 0012月 ② 日本銀行の支取金 1948, 8月9, 1942月 1941, 7月8, 846				
I-(4) 1945年5月9日以後　韓口支銀行から引出の金額 22億(大田銀行官僚事件時)					III 1945年5月9日以後　韓口支銀行から引出の金額 ① 韓鮮銀行本部から在日本 銀本部へ振替手付送金として金額 ② 振替以後、在韓金庫に輸入 金額小2時半送金小2時半送金

草書口傳(側)語錄摘要	日本側意解	三、甲子(市)題來	言請假意應	見道(太極門)題來	備考
V 1945年7月16日現在 車口市社。 书店 又市正津洋行が本店法人 の在日見丁度の位置 調査 (1) 車金車頭事可多郎 手銭林園 会社 井頭清喜工場 車口 販金頭林園の在日支店見付 の					

○ 鄭鮮義社  
(不詳施行)

○ 鄭鮮義車金(元)  
(車金財產 0)

○ 鄭鮮義車金社  
(車金財產 2,000万)  
○ 鄭鮮義車金社合運合會  
(最經承印不當)

(2) SCAPIN 1945年 1月 22日  
立正堂車口市本店法人不當  
財產

皆の詠歌を頃

見解。

（注）（注）（注）（注）

V 聖人の文字と謂わば

（1）有無證差

（2）日本取食

（3）諸僧用膳人料金

題口側請示事項	回車側具解	法律的問題	專機報審決意	見面	備考
(4) 斷拿財物後被扣押者之處置 之處方有備信。					
					(5) 轉口人之天賜年金為謂水里半舍 處所。之處。

筆錄的言語整理項	口述的心理與解說	三法律的問題	諮詢內容摘要	更正	備考
(6) 聽口人對事件的認定	口述的心理與解說	三法律的問題	諮詢內容摘要		

1. 聽口人發現某個人  
所指的某個人是誰  
自己無法認定

K.

○ 韓国側請求権(8項目)に関する韓国主張額と日本側調査額

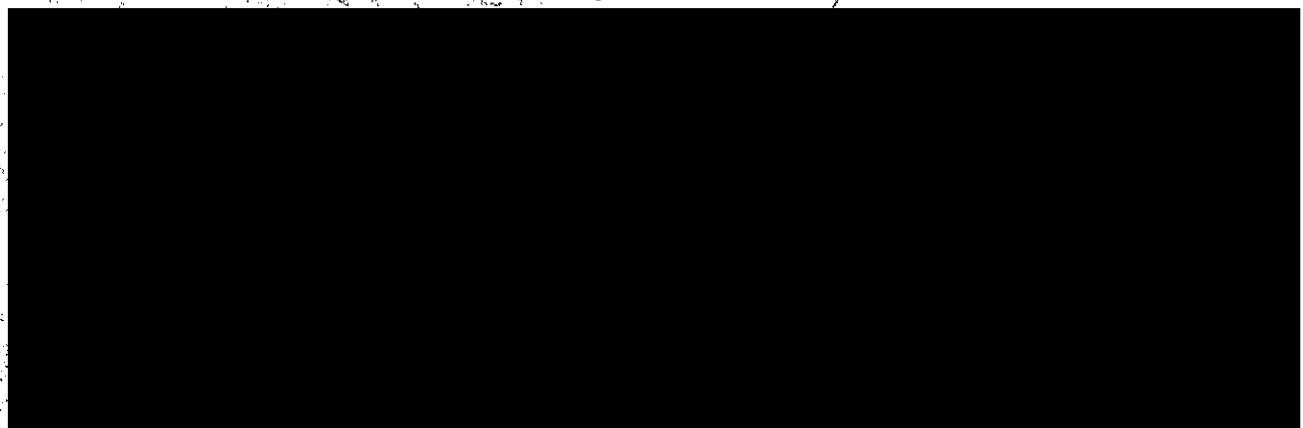
要綱1 (地金金銭)

韓国側主張額： 地金 249,633,198.61 円  
地銀 67,541,771.2 円

(備考) 地金 終戦時評価額 (1kg = 3円85銭) 962 百万円

現在評価額 (1kg = 405円) 1,012 億円

地銀 現在評価額 (1kg = 11千円) 148 百万円



要綱2 (経営府通信局関係)

郵便貯金、振替貯金、郵便為替

韓国側主張額： 韓国人分残高 郵便貯金 1,019,633,809.32 円  
一振替貯金 111,054,064.022  
郵便為替 67,037,869.758  
(計) 1,197,725,943.109

(算定根拠)

	1945年 9月末現在高 (A)	9月中純増高 (B)	1945年 9月15日現在推定額 (C)
郵便貯金	1,243,995,199.258	170,640,831 円 864	1,158,674,783 円 326
振替貯金	123,536,940.670	△ 7,321,718.710	126,197,800.025
郵便為替	74,843,664.187	△ 2,671,466.530	76,179,397.452

① 口座総数 (1945年9月末) 15,418,092 現在高 1,158,674,783 円 326 一口座平均残高 75 円 15

人口 (1944年統計による) 韓国人 25,513,352 人 日本人 712,583 人  
(0.94) (0.06)

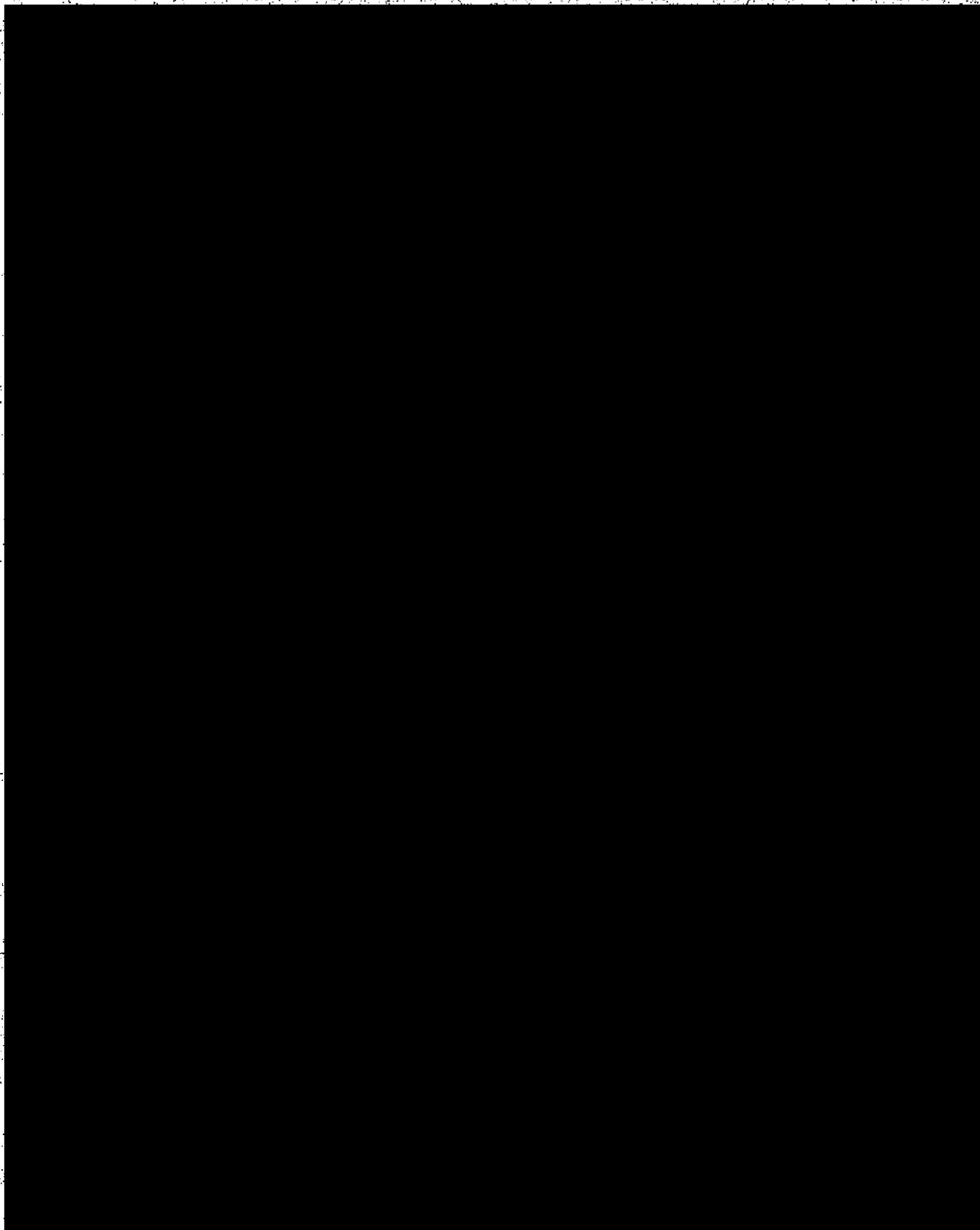
(A) 15,418,092 (口座総数) × 0.06 (日本人比率) = 925.085 (日本人推定口座数)

(B) 75 円 15 (一口座平均残高) × 2 (日本人残高比率) = 150 円 30 (日本人一口座平均残高)  
推定平均残高

③ 139,040,275 円 500 (日本人現在高) ÷ 1,158,674,783 (1945年9月15日現在郵便貯金現在高)  
(A) × (B) (推定算出高) (C) (現在郵便貯金現在高)  
= 0.12 (全体現在高に対する日本人比率)

(4)

$$\begin{aligned}
 \text{郵便貯金} & 1,158,674,783.326 \text{ 円} \times 0.88 \text{ (韓国人民比)} = 1,019,633,809.32 \\
 \text{振替貯金} & 126,197,800.025 \text{ ( ) } \times 0.88 \text{ ( ) } = 111,054,064.02 \\
 \text{郵便為替} & 76,179,397.452 \text{ ( ) } \times 0.88 \text{ ( ) } = 67,037,869.75
 \end{aligned}$$



2. 朝鮮簡易生命保険及公郵便年金

韓国側主張額： 韓国人分 135,444,445 円 51 銀  
(算出根拠)

① 朝鮮簡易生命保険及公郵便年金の預金部預金 (1945年9月15日現在)

	簡易生命保険	郵便年金	合計
積立金	116,945,340 円 032	10,164,709 円 980	127,110,050.012
金裕金	20,330,000.000	1,400,000.000	21,730,000.000
計	137,275,340.032	11,564,709.980	148,840,050.012

② 朝鮮簡易生命保険韓日人比率 (1945年8月末現在)

	加入者数	保険料(月額)	保険金額
韓国人	10,518,829 (93%)	12,967,545 円 400 (91%)	2,438,810,366.200 (92%)
日本人	719,332 (7%)	1,170,806.700 (9%)	196,626,458.000 (8%)
合計	11,238,161	14,138,352.100	2,635,436,824.200

③ 朝鮮簡易生命保険及公郵便年金韓日人別金額

$$\text{韓国人} \quad 148,840,052 \text{ 円 } 012 \times 0.91 = \underline{\underline{135,444,445 \text{ 円 } 510}}$$

$$\text{日本人} \quad 148,840,052 \text{ 円 } 012 \times 0.09 = 13,395,604.502$$

3. 海外為替貯金

<u>韓国側主張額</u>	69,987,800 円 78 文	(戦後の帰還者から申告された) 数字であると主張する。
(内訳)	郵便為替 8,280,924 円 91 文	貿易生命保険 506,914 円 300
	郵便貯金 59,185,773. 59 文	郵便年金 19,805. 45 文
	預替貯金 2,004,385. 53 文	合 計 69,987,800. 78 文

4. 米軍布告により凍結された罐頭受取金

<u>韓国側主張額</u>	45,516,884 円 80 文	
(内訳)	郵便為替 13,731,612 円 46 文	年金恩給 467,820 円 42 文
	郵便貯金 31,241,262. 600	合 計 45,516,884. 800
	預替貯金 76,189. 320	

要綱 4 在韓本社法人の在日財産

韓国側主張額：不明（在日財産の範囲、清算状況、残余財産の処理方針を前にした上で  
韓国側が請求する内容を決めていく。）

(2) 日本系通貨

韓国側主張額： 1,525,493,702 円 13 角  
(内訳) 日本銀行券 1,491,616,748 円 (日銀行貯立会焼却分)  
" 6,442,831 (現物保有分)  
日本紙幣 23,800,042.90 (日銀行貯立会焼却分)  
" 1,781,538.50 (朝鮮勅令中焼却分)  
日本草票 216,183.36 (日銀行貯立会焼却分)  
日本銀行小額紙幣 218,301.65 (朝鮮勅令中焼却分)  
中国信託銀行券 1,418,056.72 (日銀行貯立会焼却分)

(3) 被徵用韓人未収金

韓国側主張額： 237 百万円

(根拠) 1950年10月21日付 SCAP 書簡の数字を掲げてある。

#### (4) 被従用者・被害に対する補償

韓国側主張額： 364百万ドル

(内訳)	単価	計	(社)	被従用者数	
生存者	200ドル	186 百万ドル	生存者	董人・軍属	合計
死亡者	1,650ドル	128 "	死亡者	648,081人	282,000人 930,081人
負傷者	2,000ドル	50 "	負傷者	12,603 <sup>①</sup>	65,000 <sup>②</sup> 77,603
計		364 "	計	7,000	18,000 25,000
					667,684 365,000 <sup>③</sup> 1,032,684

#### (民 政)

(1) 人數については、米国戦略爆撃調査団報告、日本厚生省被従用者対保険統計等の資料をもとにしたるものである。(調査団報告は、被従用者計について韓国側数字と一致)

①は董政府時代に官庁を通じ申告された(1946年)。白帽は車ひきこち失。

②は韓国側推定。③は調査でなく予推定。④は日本側計算による。

(2) 1人当たり金額は、1. 生存者は、特別の状況はなく精神的苦痛に対する最低の要求として請求する。2. 負傷者は、日本支援護法による者が現症として140ドル(年間)をとり、平均寿命35年による4,900ドルの年金現価である。3. 死亡者は、遺族を配偶者及び子2人なし、年間170ドルを15年支給するとして場合の2,550ドルの年金現価である。

## 朝人蘇属 (37年2月) 増生省調)

	復員	死亡	計
朝人	110,116人	6,178人	116,294人
朝属	110,043	16,004	126,047
計	220,159	22,182	242,341

(注) 1. 金額単位の数字

2. 日本在住者を含む

## (5) 対日本政府請求

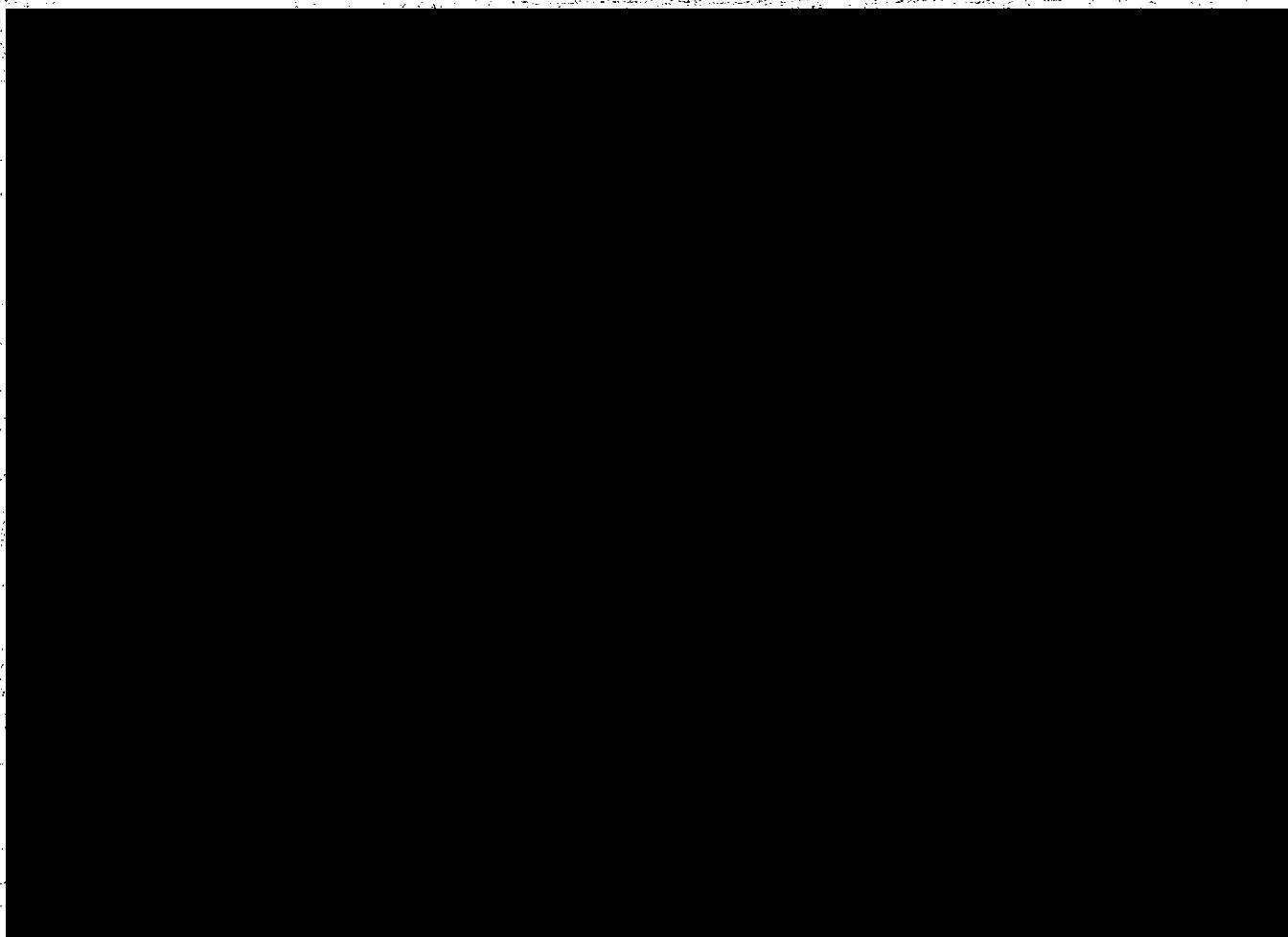
## A. 恩給

韓国側主張額 306,194,970 円

## (内訳)

	人數	金額
年金	35,120名	289,645,000 円
一時金	20,268	16,549,970
計	55,388	306,194,970

(注) 齊裁定方にについては、恩給業務を扱つて郵便局窓口を通じ(恩給金庫の調査とも照合)得た数字であり、未裁定については終戦当時申請中の及び恩給受給権は生じてない旨の書類の未提出の方のみ含む。38度線以北の方については、既裁定・未裁定どちらに一定割合で権利を算出している。

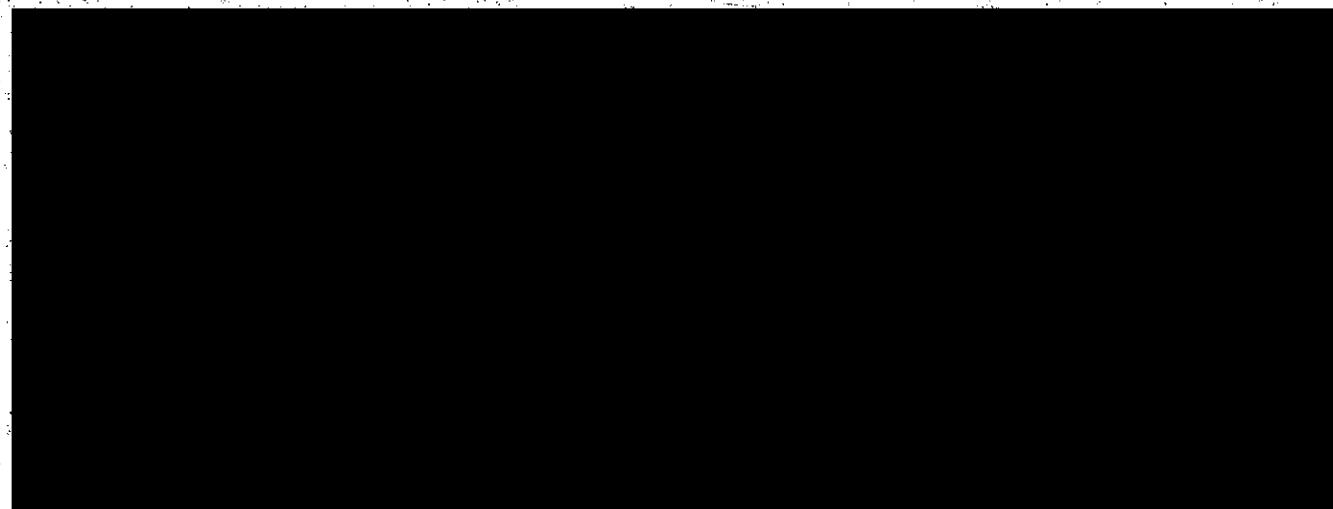


B. 韓国人の寄託金に関する請求

1. 税関領託通貨類

韓国領便り主張額： 10,510,200 円 58 台

(根拠) 1951年9月9日付大蔵省書簡に表示してある数字と説明する。



2. 鮮金民券と交換した日銀券

韓国領便り主張額： 48,714,690 円



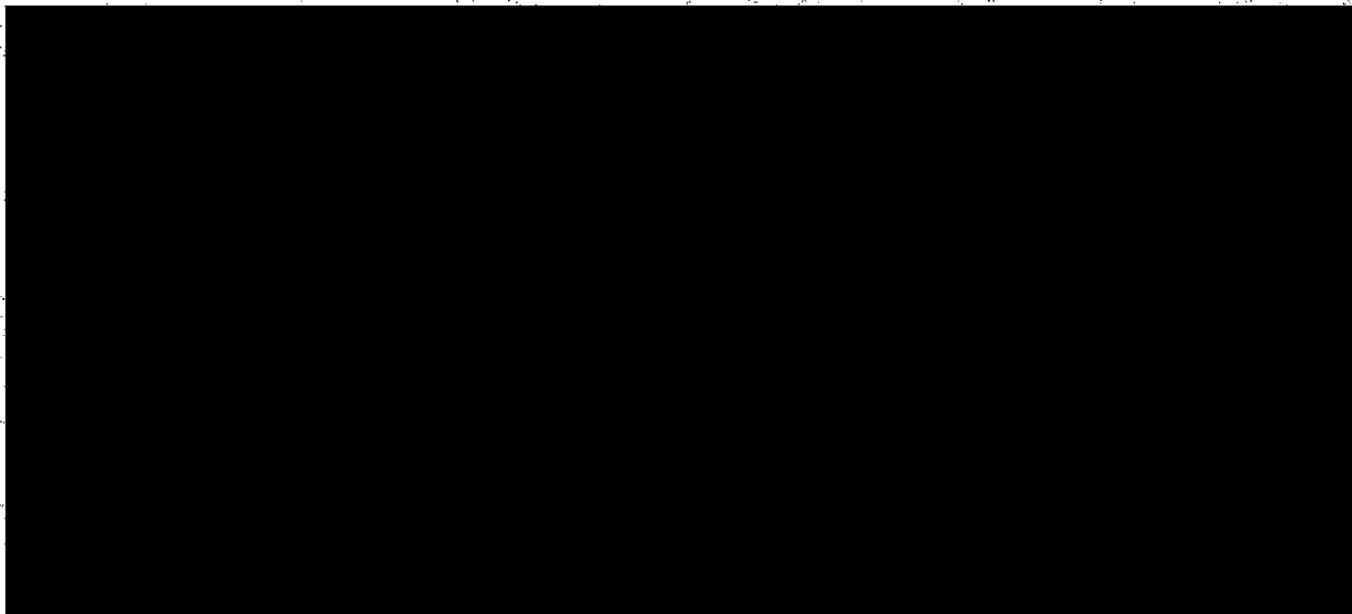
## 3. 田朝運寄託分

韓國債小主張額 : 54,550,000 円



## (6) 日本法人に対する賃料(民間生命保険会社に対する賃料)

韓國債小主張額 : 438 百万円 (同様日本法人は 19 本)



○ 韓国側に対する請求額 及び 大蔵省・外務省試算額

(37年1月10日、大平官房長官(当時)の命により作成したもの)

(単位:百萬円)

(請求項目) (韓国側請求額)

I. 地金銀

地物請求  
地金 249ドン (評価額計)  
地銀 6ワトン 101,582

II. 総督府関係

1. 遺信寄附金

- (a) 契約便貯金等 1,198
- (b) 国債貯蓄債券等 要綱ア.1にて請求
- (c) 朝鮮簡保年金 135
- (d) 海外為替貯金 70
- (e) 凍結受取金 45

2. 日本人預金引出額 計議留保

3. 補付資金の支へ國庫金支出 計議留保

4. 総督府東京支那所 計議留保

V. 韓国よりの送金返還

1. 契約銀本店からの振替送金 要綱ア.1にて請求

2. 日本への送金 計議留保

VI. 在日財産請求

日本側の処理方針を  
開いて上記内容を決定

VII. 韓国人の対日本人及び

対日本政府請求

- 1. 有価証券 8,735
- 2. 日本米通貨 1,526
- 3. 韓国人被徴用者取扱金 237
- 4. 被徴用者補償金 3.64 百万ドル
- 5. 恩給請求等 306
- (a) 恩給 11
- (b) 戻回国人寄託金  
通貨類 49
- 未決済鮮銀券 55
- 朝鮮寄託差押分
- 6. 生活準備金請求 438

VIII. 韓国人の不利益行為の原則

個別的に行使され  
るよう認定

VIII. 索 求

未だ説明なし

VIII. 支 払 方法

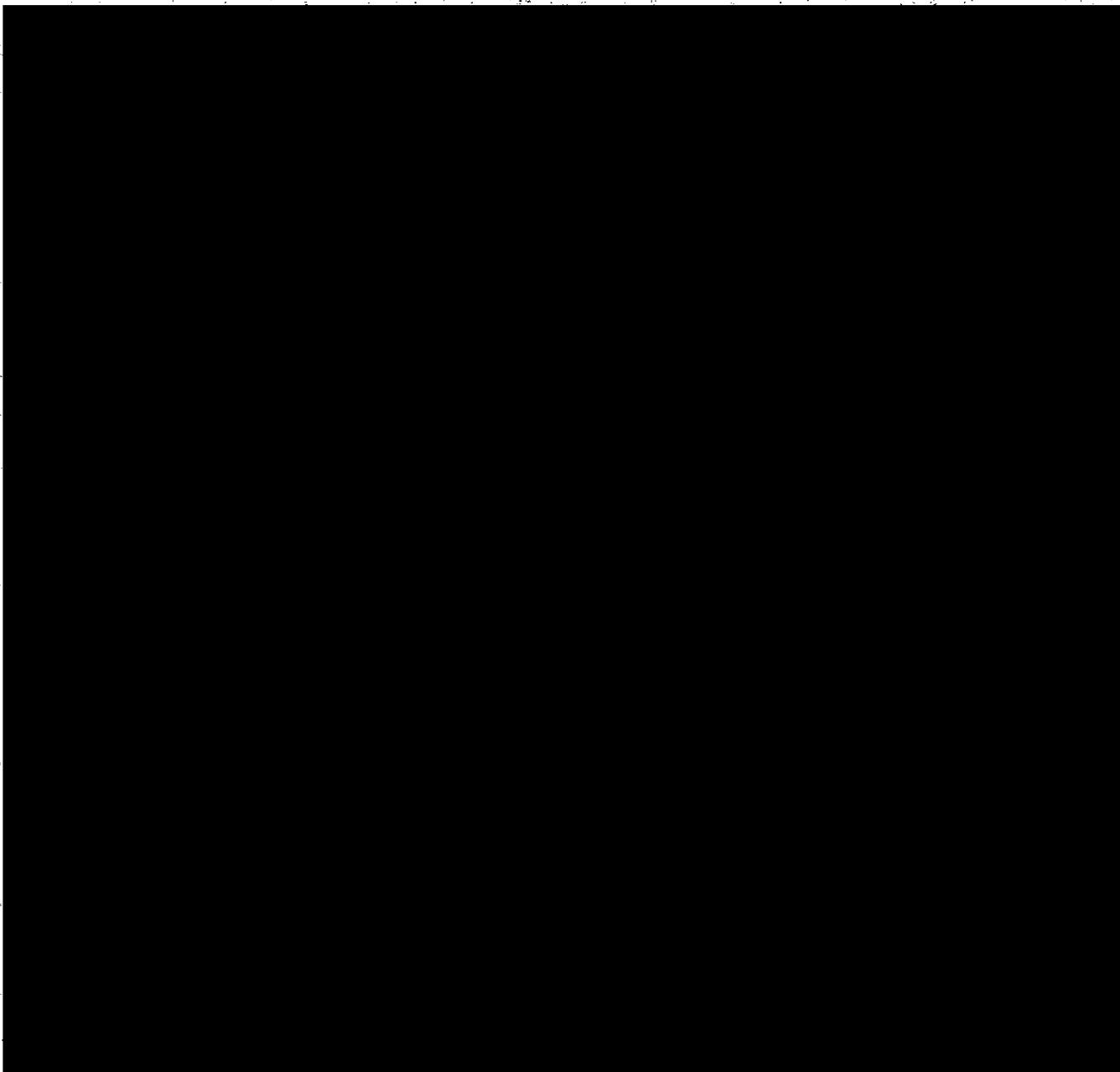
未だ説明なし

(韓国側)請求未額)

合計	円債務 12,800 百万円 ( 853.6 百万ドル)
	ドル債券 364 百万ドル
	現物(地金銀) 282 百万ドル
計	1,500 百万ドル

(但し、円債務のドル計算は  
15円対1ドルとする)

○韓国請求権金額試算に関する外務大蔵両省の比較検討について (37.1.12理外)



表紙5：韓国人の又日本政府、日本人請求

(1) 日本有価証券

韓國側主張額：合計 8,765,032,574 円 56 分

(内訳)	(所有者)	(登録)	(現物)	(合計)
日本国債	韓國法人 通信部	7,013,032,799.76 17,760,000.00	135,764,686.50 4,631,625.43	
	個人		200,000,000.00	
	小計	7,030,792,799.76	340,396,311.93	7,371,189,111.69
朝鮮食糧証券 及心食糧証券	韓國法人		152,006,330.08	152,006,330.80
日本貯蓄券			18,673,950.00	18,673,950.00
日本政府保証社債		832,658,500.00	587,600.00	833,246,100.00
日本地方債		1,327,500.00		1,327,500.00
日本社債		253,040,134.00	8,901,380.00	261,941,514.00
貯蓄及心報回債券			4,380,027.50	4,380,027.50
その他証券	通信部 個人		6,417,791.29 86,000,000.00	
	小計		92,417,791.29	92,417,791.29
合計		8,117,818,933.76	617,363,390.80	8,735,182,324.56

## 2. 韓国側の対日請求要綱

第1項（朝鮮銀行を通じて）日本が朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀を請求するものである。

金はそれ自体商品であると同時に对外支払手段及び価値貯蔵手段としての特殊な機能をもつており、韓国で生産された金の大部分を日本に持出したことは日本の利益だけを考えて行なわれたものといわざるを得ず、従つて、地金銀の持出しは持出したこと 자체が不当であり、その不当な目的達成のため法律を制定し、その法律により持出したことが合法的だといつてもそれは合法を仮装した行為であつて不当といわざるを得ない、韓国側主張の根拠は金買上価格の不均等ということ、そういう不均等な価格で売ればならなかつたが當時の雰囲気であり、要するに売買の効力は無効であるから返還せよといふことである。

### 要求数量

地 金	249,633 / 98.6 / グラム
地 銀	675,417.1. 2 "

韓国側数量提示は第5回会談

1945年8月  
日現在の日本政府の  
対朝鮮総督府債務の弁  
償を請求する)

ノ) 通信局關係  
(ア) 郵便貯金振替  
金為替料金等

大蔵省預金部(1945年9月15日現在預入された金額のうち韓國  
八分請求、韓国人分に対する計算は、人口比例、口座数、過去の実績  
による。)

日本側としては、本件に関する韓国側の請求になんらの法律的根拠を認めることができない。すなわち、朝鮮銀行は朝鮮地域における発券銀行であったが、同時にその業務の一として地金銀の売買を行なうことが規定されており、1909年から1945年の間に同銀行を通じて持出された地金銀は通常の商業取引として正当な代価を支払い、適法に買取られたものである。また、地金銀の売買価格は日本内地であると朝鮮であるとを問わず、同一通正価で行なわれたものである。韓国側は、更にまた朝鮮銀行の発券準備として地金銀を持たねばならなかつたという議論も行なつたが、朝鮮銀行の発券準備は地金銀ではなくとも良かったというのが朝鮮銀行法の定めるところであつた。

第6次会談、第2回小委員会における討議要旨

第6次会談、第4回小委員会及び5回に亘る臨時小委員会における討議要旨

郵便貯金	1,158,674,783,326	円
振替貯金	1,261,973,800,025	円
郵便為替	76,179,397,452	円
合 計	1,361,051,980,803	円

## ( 第5項に含め討議 )

## (b) 國債及び為替債券等

(c) 簡易生命保険及び郵便年金關係  
保険、年金の掛金中、大蔵省預金部にて  
立金、余裕金の名目で積入された金額のうち韓国人分を請求

総額	148,840,050,00	円
	1,200,000	円

(d) 海外預金及び債券  
金、振替貯金、郵便為替、生命保険、年金等（債券は第5項に含め討議）

)

円	6,998,780,0780
---	----------------

(e) 太平洋米國產軍  
司令部布告3号によつて処結された  
韓國受取金

終戦前日本政府の管轄している地域に居住していた韓国人の郵便貯金、振替貯金、郵便為替で1945年9月16日以降韓國政府が立替支払つたもの及び終戦前から日本政府よりの恩給のうち同9月16日以降立替支払つたものの計

円	45,516,844,800
---	----------------

その他

(2) 1951年8月

9日以後日本人が  
韓国内各銀行から  
引出した預金額

(3) 朝鮮から取入さ  
れた国庫金中の裏  
付け資金のない歳  
出による韓国受取  
金關係

計議留保

(4) 朝鮮總督府東京  
事務所の財産

(5) その他

第3項(1)1945年8  
月9日以後韓国から  
振替又は送金された

金品の返還を請求す

(1) 韓銀行分

(2) 在韓金融機関分

計議留保

(3) その他

8月9日以後韓銀行が店舗を日本本支店へ振替又は送金された金

(第5項の(1)について説明)  
8月9日以後在韓金融機関を通じて日本へ送金された金

3

#### 第4項 / 1945年

韓国側要求の根拠は韓国法人の財産であるということである。

(a) 本項請求の対象法人を韓国法人だとすることは、同法人の構成員（株主等）の国籍が韓国であるということではない。法人の国籍問題は、その構成員のそれとは全然別個の問題で、日本本土と韓国（日本）は終戦前においても法域を互いに異にしていたところ、本項の対象法人は、すべて韓国（旧朝鮮）でのみ施行される法により、設立されたのみならず、その主たる事務所が韓国（旧朝鮮）に設置されていました法人であり、これらが韓國法人であることは異論の余地がないと考える。そして、この結論は軍令33号の適用の結果ではあります。したがつて、これら法人の在日財産に対する所有権は、同軍令によつて取得したものでないと同時に、同軍令によつて左右されるものではない。すなわち、同軍令の適用対象は、その法人自身ではなく、同法人の日本人所有株式に過ぎず、同法人の在日財産に対する所有権は、終戦前後を通じて少しも変動がない。

(2) SCAPIN/76  
5号によつて開鎖された韓国内の本店保有法人の在日財産  
(3) その他

(b) 軍令33号によつて日本人所有株式が帰属されたという点は是認しながら、その内容において問題があるといふ日本側の見解は理解し難い。日本側の見解どおりとすれば同軍令の目的が、日本をして韓国の損失に基づく利得を取らせようとする点にあるのではなく、すべての日本の要素を韓国から抜拭することにつきるといふその立法趣旨に違反する。

(c) 日本側は、前記在日財産がSCAPによって清算されたという実を日本側見解の一根拠としているが、SCAPが特定機関の閉鎖または清算を命じたということは、同機関が戦争遂行に協力したなどという理由で、このような措置を取つたにすぎず、韓国側財産による日本側の利得を企図したものではないので、この事実をあげて前

第6次会談、第5回な

いし第8回小委員会及び  
4回にわたる専門委員会  
における討議要旨

韓国側の見解の根底には、本項請求の対象法人は終戦前から韓国法人であつたとする考え方があるようだが、この点についてはわれわれ根本的に所見を異にしている。すなわち、これらの法人は地域的にも当時日本領域の一部であつた旧朝鮮地域に生つたものであり、設立の根拠も日本の議会における通常の立法手続を経た法律なり、あるいは、これに基づく法体系によつていたものであつて、これら法人が日本法人であつたことは明らかである。従つて、本項の韓国側請求は、私有財産尊重の原理と国際先例の法理に従つて考慮すべきであると考える。

(a) そもそも私有財産尊重の原則は国際法上確立したものであり、領域の分離割譲の場合においても、その分離割譲された地域に存在する私有財産はなんら影響をうけるものではなく、新領有国は從来どおりこれを尊重する義務がある。したがつて、韓国の領域が日本の統治下から分離したことの理由に在韓法人の財産の所有権が韓国側に移転したとの主張をするのであれば、それは成立する余地がない。

また、これを法人の国籍の問題としてみてても、法人の国籍が仮りに

韓国に移つたとしても、これを理由にその法人の財産の帰属が変わつたとするることはできない。以上のように、在韓法人の所在地の独立なし在韓法人の国籍の移動を理由に、これら法人の在日財産に対する韓国政府として請求権を主張する理由はなんら存在しないと考える。

(b) つぎに、韓国側の主張が、軍令33号によつて韓国政府がこれら法人の株式を取得したとして、このような株主権に基づいてその在日財産に対する請求を行なうとしたならば、軍令33号による当該法人の株式取得ということの内容が問題となる。そもそも、軍令33号による米軍政府の在韓日本財産処理は、正当な補償を伴わ

記在日財産が日本の所有に帰したといふことはできないと思う。

ない外国人私有財産の仮用であつて、国際法上没収(*confiscation*)

に相当する措置である。すなわち

- (i) 一般国際法上、このような没収法令の効果は、一国の管轄権の及ぶ範囲にある財産に限られるものであつて、この範囲をこえる効果は、直接的にせよ間接的にせよ、これを主張えないことは確立した原則である。

(ii) また、軍令3号について具体的に見ても、在韓米軍司令官の権能は、連合国最高司令官の下部機関として、その管轄区域が明示的に限定されており、かかる地域的限定をうけた権能に基づいて発した軍令の対象が、当然管轄地域にある財産に限られるることは、明らかである。のみならず、同軍令自体も明文でその対象を「本軍政厅管轄内に存在する財産」と規定している。したがつて、同軍令の効果として、米軍政府が、明らかにその管轄範囲外に所存する財産に対して権利を取得したことは不可能といわざるをえない。

(iii) さらに、SCAPの指令に基づいて行なわれた在日財産の実際の処理も、このような国際法の基本原則に基づいた法律的立場を裏書きするものである。

以上の原則及び基本的事実からみて、韓国側が、明らかに米軍政府の管轄範囲外に所在している本件在日財産に対して、軍令の効果として、いかなる権利をも取得したものでないことは、明白であると考える。

在日財産処理に関する法的根拠、清算の対象となつた財産の範囲、清算状況、残余財産の処理方針の四つの事項について日本側の説明を要望する。

日本側は、本項に関しては日韓間の見解に相当な懸隔があり、日本側としては在日財産が如何に処理されたかは請求権の範囲外と考へるが、韓国側の強い要望もありまた友好関係維持の観点から参考までに

説明するものであると述べた上、第6次会議第6、7回小委員会及び  
第2、4回専門委員会において、連合国最高司令部の指令によつて閉鎖清  
算された朝鮮銀行ほか3社及びSCAPIN/965号によつて閉鎖清  
算された在外会社／8社について、その法的根拠、対象財産、清算  
手続、清算の結果について説明を行なつた。また「日朝鮮(本)店又は  
主たる事務所を有していた法人の旧幹部人株主(に対する)残余財産の分  
配留保領」(第9回小委員会に提出)を含む諸種の資料を提出した。

第五項 韓国法人又は  
韓国自然人の日本國  
又は日本国民に対する  
日本国债、公債、  
日本銀行券、被徵用  
軍人の未収金、補償  
金、及びその他の請求  
權の弁済を請求する

(イ) 日本有価証券

日本国债7.3億余円を主体として、合計8.765.032.574円5  
6銭であり、これは韓国法人自然人が所有していたすべてのものを含  
む。また、この中には、ノタ45年8月25日付で帳簿上鮮銀本店が  
同東京支店へトランクスファーされた45億円の国债を含むが、これ  
は戦後の混亂期を利用しての無効なトランクスファーであり、またカリ  
ビニアが有効と仮定しても本支店間に債権債務關係が残存しているは  
ずである。また軍令33号によつても45億円はすべて韓国側に帰属  
されたものと考える。更に、このうち約5.8億円の国债が鮮銀の所有  
となつてゐるが、当時の鮮銀券の発行高はこの額に達しておらず、も  
し、日本側見解の如く、この国债が韓国側に帰属されもせず、韓国法  
人の所有でもないすれば、鮮銀券の発行担保が何ら存在しないこと  
になり、かつ、日本は無償で金塊を持つことになる。

法令の解釈は日本側が正しいとしても、日韓關係がこのようになる  
ことを前提とした法律によつてこれを律するべきではなく、実  
定法の条項がないときは、合理的ないし不當利得の法理によつて律すべ  
きである。

(ロ) 登録分

- (i) 閉鎖機関、在外会社所有のもの
- (ii) これらの法人はすべて基本的には日本の法体系の中において設立され、日本領域の一部であつた旧朝鮮地域に本拠を有した法人であつて、韓国法人ではなく、日本法人であつたことは明瞭である。従つて、これら法人の所有する登録債は、日本法人の在財産であつて、韓国側のいき「韓国法人の財産」ではなく、また、観点を変えて、軍令33号を理由として請求するとしても、軍令の効力は在日財産に及ばないことは、從来より日本側が説明したことおりである。以上の観点から日本側としては、これらのもを返還すべき理由がないものと考える。

第6次会談第7回ないし  
第10回小委員会における  
討議要旨  
(注) 第5項全般に関する  
日本側見解は、第  
10回小委員会において述べたとおり、これは日本政府の最終的  
意思表示でなく、本小  
委員会の主査としての  
一応の見解である。

う主張であれば、日本側が從来から説明しているとおり、軍令の効果は内地登録債に及ばないのであるから、請求に応ずべきいわれはない。

(iii) その他の法人、個人の所有するものについて、所有者名等事実をよく究明し、軍令に關係なく本来韓国人の所持するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考え方であるが、所有者名、金額等についての事実關係の究明は非常に困難な仕事になるであろう。

(b) 現物分

<現物のものについては、日本側としては、韓国側がちの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考え方である。フ

(2) 日本系通貨  
焼却日銀券ノ5億円弱を主体として合計ノ5,493,702円ノ3  
銭であり、全部朝鮮銀行が所有しております、未発行券はない。焼却分の  
大部分は日銀職員が立会つたもので、立会人のサインした書類が残っ  
ている。朝鮮動乱中立会をして焼いたものについては、金額もノ90  
万円程度であり、銀行の帳簿を信用してほしい。

- (a) 日銀員立会の下に焼却した各種通貨については  
 (i) 日銀券、日本政府紙幣については、流通過程にかつたものは、  
請求に応じ難い。  
 (ii) 軍票、儲備券については、流通していた当該地の当局との間  
で解決すべきものであるから、韓国側に対して重ねて責任を負う  
べき筋合ではない。  
 (b) その他については、現物呈示がなければ応じがたい。なお、動亂  
中焼却したといわれる分については、日銀員の立会もなく、確認  
できないから、請求に応ずることはできない。

(3) 被徴用韓人未収金 日本に来た被徴用者（軍人軍属を含む）の俸給、賃金、年金、手当等約2億3,700万円で、人数は不明だが、1950年のSCAPより該金を預つているとの書簡をうけとつている。

SCAP書簡の数字にて誤りがあるが、双方の納得する金額を基礎として、検討を重ねたい。

第6次会談第7回ないし  
第10回小委員会における  
討議要旨、第6次会談第5回、  
日本小委員会報告書

2) 戦争による被徴用  
者の被害に対する補  
償

労務者または軍人軍属として日本に強制徴用された韓国人が、その徴用により蒙つた被害に対する補償は、本件請求において、生存者に対する精神的苦痛に対する補償を要求されているが、日本人としては、被徴用韓人は当時は日本人と同じ法的地位にあつたのであり、日本人については飲用されただけではなくても補償措置をとつていなかつたのであるから、被徴用韓人についても同様の取扱いをするほかはないと考える。

韓国人は日本人と異り、日本の戦争遂行のための犠牲として強制徴用されたことにかんがみ、死亡者、負傷者に対する慰謝金額は下記のとおりであるが、金額算定の基準は、死亡者、負傷者に対しては日本で現在行なつている軍人軍属に対する補償の平均を基準として考え、生存者に対しては一般に精神的、肉体的苦痛を考えてきめた。人數算定に当つては、日本や米国の資料及び一部国内資料を利用して全体を推計したものである。

被徴用者数

	労務者	軍人、軍属	合 計	軍人、軍属数
生存者	648,081	282,000	930,081	復員
死亡者	1,260,3	650,000	776,03	死
負傷者	7,000	18,000	25,000	47
計	667,684	365,000	1,032,684	47

金 額

生存者 / 人当たり	200ドル	168,000ドル
死亡者 "	1,650"	1,28,000"
負傷者 "	2,000"	50,000"
計		364,000"

韓国側は、本件請求において、生存者に対する精神的苦痛に対する補償を要求されているが、日本人としては、被徴用韓人は当時は日本人と同じ法的地位にあつたのであるから、日本人については飲用されただけではなくても補償措置をとつていなかつたのであるから、被徴用韓人についても同様の取扱いをするほかはないと考える。

生存者、死亡、負傷者に対する慰謝金額については、当時の国内法によつて支給すべきものについては支給済みであるが、前記の未払金として整理されるべきものと考へる。

また、日本側は「朝鮮関係軍人軍属数」及び朝鮮人労務者関係の各種資料を提出して所要の説明を行なつたが、そのうち主な数字は次のとおりである。

	軍人、軍属	計	軍人、軍属数
軍人	110,116	6,178	116,294
軍 属	110,043	16,004	126,047
計	220,159	22,182	242,341

(傷病者の数は不明である)

集団移入朝鮮人労務者総数	667,684人
終戦時現在数	322,890人

5) 韓国人の対日本 (a) 恩給

(a) 恩給關係

人員数及び請求金額は下記の通りであるが、(イ)これには軍人軍属に対する普通恩給は含むが、傷病恩給及び遺族扶助料は要綱5の(イ)の補償金に含まれている(ロ)文官恩給の国庫支弁、地方費支弁等後進を組かい内容は分らないが、所属官署別數値は分る(ハ)韓国側資料は、年米軍政庁が郵便官署を通じて調査したものである(ヘ)金額の算定に關し、年金については1年間の金額を算定し、平均寿命等を勘案し、この終戦後から20年分を請求したが請求の内容は終戦前の既算定分及び終戦當時申請中ののみであり、軍人軍属の補償金とは関係ない(イ)終戦前韓国人も恩給基金を納めていた關係を考慮して請求するものである。

( 第ノ四小委員会において韓国側は次のような反論を行なつた )

慰撫、軍人軍属の死亡者に対する請求に關し、今までの日本側主張によると、恩給は国籍を保有していた時期を限度として考慮されるべきであるといふことであるが、韓国側としては、すでに終戦前にある権利が発生したということであり、明文上では、国籍がなくなければ、その権利が消滅することになつてゐるが、それは個人がその既得権利を離れて、国籍を自ら放棄して、今、問題になつていらぬことはこれと自ら異なるのみならず、基金も全部收めている、また、軍人軍属の死亡した場合も、この考え方により、死亡と同時に発生してくる権利の行使を要求しているのである。

金	35120人	289645000円
時金	20268"	16549970"
計	55388"	306194970"

第6次会談第8回

議題	主な内容	回答	備考
恩給支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狹い態度ではないが、たもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。	(1) 入具の範囲については、恩給の支払について國の負担となつていい。(2) わが方としては、国籍を有することを要件とすが恩給法の基前上平和条約強効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。従つて韓国側の主張する20年間支給の要求には応ずることはできない。	(1) また、軍人軍属について何言すると、軍人は、日本人の場合と同様に取扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との關係よりして増加恩給のごとき特殊なものを探き、支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。	← また、日本側は、昭和20年8月以降同27年4月分までの「朝鮮關係恩給計数」を提出し、所要の説明を行なつたが、その合計数字は次の通りである。（なお、セウナチャクホガタは内ほ支拂済）
朝鮮總督、道知事裁定分	5,632"	2,404人	1,451人正當
朝鮮總督、道知事裁定分	8,036"	2,614人	4,065人正當

## (b) 寄託金

終戦後、在日韓国人が帰つてきた際日本政府に預けたもので、請求  
金額は下記の通りである。

税関に預託された通貨類	1,051,020円88
税関に預託された日銀券	48,714,690
日朝連に寄託し現在日本 政府に差押えられている ものの	54,550,000
計	11,377,489,658

## (b) 寄託金関係

(i) 税關に寄託された通貨類及び

(ii) 鮮銀券と交換した日銀券

何れも、金額について調整を得た上で考慮した。

(iii) 日朝連に寄託し、現在日本政府に差押えられたもの。

寄託の経緯、金額についての事実関係は承知していないが、仮り  
に、日朝連財産にかかるものが現在していたとしても、旧朝連の財  
産差押えはSCAPの指令にもとづく措置であり、さらに、財産の  
処分代価は在日朝鮮人の福利厚生に使用するとの願意了解の線に沿  
い在日朝鮮人の生活保護等のため支出されているのだから、実質的  
に韓国人に還元されており、改めて韓国政府の請求に応ずべき筋合  
のものではない。

また、日本側は、引揚朝鮮人の保管物件に関し、

[ ]  
を提出した。

- (6) 韓国人の対日本  
人又は法人請求 本項の内容は、韓国人への日本生命保険会社に対する請求権に限定した  
い。すなわち、終戦までに韓国人が生命保険に加入していたのがその後まで日本側の計算では南鮮地区の韓国人契約者に対応する分としては  
までなつており、その加入者の責任準備金を請求するもので金額は43  
万円であり、関係日本会社は1社である。  
なお、(イ)資料は個人の加入者名簿はなくしたが、会社別の調へはある。  
(ロ)生命保険以外の私的請求権については後の項目でふれたい。(シ)生命保  
険会社は金額も多額であり、国交回復後個人対会社の関係で解決するこ  
とは実際問題として難しい。また戦争中貯蓄奨励の一環として半強制的  
に加入させられたことも考慮されたい。
- (7) その他 「その他」は現在のことろ予定がない。
- 本件は要綱と関連があるので、要綱との項で説明したい。
- たゞ日本側の計算では南鮮地区の韓国人契約者に対する分としては  
韓国側要求金額の [REDACTED] ある。
- 及び4回にわたる専門  
委員会における討議要  
旨
- いし第10回小委員会  
第6次会談第5回を

第6項 韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人および法人）に対する権利であつて、要綱第ノ項ないし第5項に包含されないものは、韓日会談成立後といえども個別的に行使することができることを認定すること。この場合には国交が正常化されるときまで、時効は進行しないものとすること。

第ノ項から第5項までに包含されない権利があつた場合、その主張は妨げられないことにしておこうとするものであり、要綱5の(1)有価証券の中の株式は同項からはずし、本項に含めたい。

韓国人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する件。

われわれとしては請求権という戦後処理の問題はすべて日韓会談でけりをつけるとの趣旨であり、今まで何が出るか分らぬといふのでは困る。

今次会談の韓国側請求に私的要要求が排除されていればよいが、要綱の多くは私的請求権を含んでおり、この会談は私的請求権を含む問題を処理することを目的としているものであり、韓国側との主張により日本側の考え方を基本的に考え直さなければならぬかも考えられる。

第7項 前記諸財産又は請求権から生じた諸呆実の返還を請求する。

第8項 前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し、遅くとも6ヶ月以内に終了すること。

### 第3 結論

- 韓国側は上記各項目で與する説明の最後に次のとおり述べた。
- (1) 現在まで討議を留保した事項及び『その他』で表示された項目は、請求を全然放棄するということではなく、討議を留保する趣旨である。
  - (2) 現在までの発言の要旨、数字、資料等について錯誤があつた場合につでも訂正させていただきたい。

- 日本側見解は第6次会談第1回政治折衝第1日目に小坂外務大臣より表明。
- (1) 平和条約第4条に掲げられた財産と請求権については、すべて、法律関係と事實関係が明白に立証されるものでなくては、かかる場合の財産とはいえないことは明らかである。また請求権ともいえないことは明らかである。また、これらの立証責任は請求する側に存することもいりまでもない。
- ただ、終戦後16年以上も経つた今日、また終戦直後の混乱があり、更には朝鮮動乱のあつた事実を考慮するとき、納得のゆく程度の推定の要素が入つて来ることはやむを得ないだらうと考えるが、本質的には財産といい、請求権といふ以上法律関係と事實関係どがともに十分に立証されなければならないことを指摘せざるを得ない。
- (2) 韓国側の提示された諸請求のうち、南鮮地域及びその住民の日本國及び日本国民に対するものであつて、事實及び法律関係が明白に立証されたものについては日本として支払うべきものとなるのであるが、その支払いの具体的金額を決定するに当つては当然、「米国解釈」に依つて、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国との日本に対する諸求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。
- (3) 以上要するに、かねて韓国側より請求されていた諸項目のうち、法的根柢ありと認められるものは少なく、またその金額も少額にとどましかかも「米国解釈」を考慮に入れるならば、その額は、更に少くなることを明らかにしておきたい。